

令和 2 年 第 6 回 野田市議会定例会付議事件一覧

報告第 1 号 令和元年度野田市下水道事業特別会計継続費精算報告書について
・下水道台帳システム構築業務委託の継続年度の終了に伴い精算報告を行うもの

報告第 2 号 令和元年度野田市健全化判断比率報告書について

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.79)	— (16.79)	5.0 (25.0)	22.9 (350.0)

- 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、黒字のため表示は「—」となります。
- 2 括弧内は、早期健全化基準です。

報告第 3 号 令和元年度野田市資金不足比率報告書について

(単位：%)

会計名	資金不足比率
水道事業会計	— (20.0)
下水道事業特別会計	— (20.0)

- 1 資金不足比率は、黒字のため表示は「—」となります。
- 2 括弧内は、経営健全化基準です。

報告第 4 号～第 1 2 号 専決処分の報告について

議案第 1 号 野田市ひとり親家庭等医療費助成金支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- ・ひとり親家庭等医療費助成制度について、助成金の支給の方法、自己負担の額等を変更するため、所要の改正を行おうとするもの

(1) 主な改正内容

- ① 助成金の支給の方法を償還払い方式から、現物給付方式も可能に変更する。
- ② 自己負担の額を次のとおり変更する。

ア 入院

従前 入院時食事療養費及び入院時生活療養費の標準負担額

改正後 300円／1日（市町村民税非課税世帯又は市町村民税所得割非課税世帯については、0円）

イ 通院

従前 1,000円／診療報酬明細書1件

改正後 300円／1回（市町村民税非課税世帯又は市町村民税所得割非課税世帯については、0円）

ウ 調剤

従前 1,000円／調剤報酬明細書1件

改正後 0円

③ 助成金の支給について、申請日の属する月の翌月以後の療養に要する費用を対象としていたところ、申請日以後の療養に要する費用を対象とするものとする。

(2) 施行期日 令和2年11月1日

議案第2号 野田市養育者支援手当条例の一部を改正する条例の制定について

・年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律による児童扶養手当法の一部改正に伴い、養育者支援手当の支給要件に関する規定を整備しようとするもの

(1) 改正内容

支給要件の規定（第3条第3項第4号）において引用する児童扶養手当法について、児童扶養手当と障害年金との併給調整の方法が見直され、現行では障害年金額と児童扶養手当額を比較していたが、見直し後は、障害年金の子の加算部分の額と児童扶養手当額を比較し、児童扶養手当額より少ない場合は、その差額を児童扶養手当として受給できるとされ、条例が引用する法第13条の2に所要の改正が行われた。

一方、野田市養育者支援手当条例では、従前から障害年金を含む公的年金を受けていることにより児童扶養手当の全部又は一部が支給されない対象者に対し養育者支援手当を支給しているため、児童扶養手当法の一部改正に伴い支給要件が変わるものではないが、条例で引用している法第13条の2第2項第1号の規定に含まれていた障害年金との併給調整の方法の規定が同条第3項に移行したことに合わせて支給要件の規定を改正するもの。

・条例第3条第3項第4号中

「法第13条の2第2項第1号」→「法第13条の2第2項第1号又は同条第3項」

(2) 施行期日 令和3年3月1日

議案第3号 野田市立保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

・野田市立東部保育所の現指定管理者から、同保育所を譲り受け、民設民営による保育の実施の申出があったことから、施設を廃止しようとするもの

(1) 改正内容

第2条の表及び別表の野田市立東部保育所を削る。

(2) 施行期日 令和2年10月1日

(3) 特別多数議決

保育所は、議会の議決に付すべき公の施設の独占的利用等に関する条例第3条に規定する公の施設であるため、施設を廃止しようとするときは、地方自治法第244条の2第2項の規定により出席議員の3分の2以上の者の同意を要する。

議案第4号 財産の無償譲渡について

- ・野田市立東部保育所の現指定管理者から、同保育所を譲り受け、民設民営による保育の実施の申出があったことから、保育所の用に供する建物及び工作物を無償譲渡しようとするもの

(1) 譲渡の内容

ア 建物

建物の名称	位置	構造	床面積等
野田市立東部保育所	野田市鶴奉228番地	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、平屋建	793.67㎡ 昭和47年3月新築、 昭和51年3月増築、 昭和55年3月増築
地域子育て支援センター	野田市鶴奉227番地1	軽量鉄骨プレハブ造、平屋建	41.82㎡ 平成14年11月
倉庫	野田市鶴奉229番地5	木造、平屋建	13㎡ 昭和51年3月

イ 工作物 一式

(2) 譲渡の相手方

東京都品川区東品川一丁目3番10号

アートチャイルドケア株式会社 代表取締役 村田 省三

(3) 譲渡年月日 令和2年10月1日

議案第5号 財産の減額貸付けについて

- ・野田市立東部保育所の現指定管理者から、同保育所を譲り受け、民設民営による保育の実施の申出があったことから、保育所の敷地の用に供するため、普通財産である土地を減額貸付けしようとするもの

(1) 貸付けする普通財産

土地

所在	地積
野田市鶴奉228番ほか4筆の一部	4,022.19㎡

(2) 貸付けの相手方

東京都品川区東品川一丁目3番10号

アートチャイルドケア株式会社 代表取締役 村田 省三

(3) 減額貸付けの期間

令和2年10月1日から令和32年9月30日まで

(4) 減額後の貸付料の額

令和2年10月1日現在における当該土地に係る近傍宅地の固定資産税相当額（評価替えにより改定した場合は、改定後の額）の3倍の額の2分の1の額（その額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げる。）

議案第6号 野田市老人福祉センター改修工事請負契約の締結について

・野田市老人福祉センター改修工事を施工するため、請負契約を締結しようとするもの

- (1) 契約の目的 野田市老人福祉センター改修工事
- (2) 契約の方法 総合評価方式による制限付一般競争入札
- (3) 契約金額 金191,400,000円
- (4) 契約の相手方 野田市清水159番地
丸要建設株式会社 代表取締役 戸辺 太一

議案第7号 令和2年度野田市一般会計補正予算（第5号）

議案第8号 令和2年度野田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第9号 令和2年度野田市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第10号 令和2年度野田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第11号 令和2年度野田市下水道事業会計補正予算（第1号）

認 第1号 令和元年度野田市一般会計歳入歳出決算認定について

認 第2号 令和元年度野田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認 第3号 令和元年度野田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認 第4号 令和元年度野田市用地取得特別会計歳入歳出決算認定について

認 第5号 令和元年度野田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認 第6号 令和元年度野田市次木親野井特定土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算
認定について

認 第7号 令和元年度野田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について